# 平成30年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業 (放課後等福祉連携支援事業) 成果報告書

実施機関名( 豊橋市教育委員会 )

#### 1. 問題意識・提案背景

平成 24 年度の児童福祉法の改正により放課後等デイサービスが始まり、教育と福祉の連携がより重要視されるようになり、本市でも年々利用者が増加している。

この中で、学校と放課後等デイサービス事業所(以下、「事業所」という。)が児童生徒の情報を共有し、児童生徒にとってより良い支援を行いたいという要望があり、本市では、平成30年度より学校と保護者、事業所を結び、情報の共有や連携を図るツールとして「つながるファイル」を運用が開始され、「つながるファイル」の活用法についてそれぞれが模索している状況である。

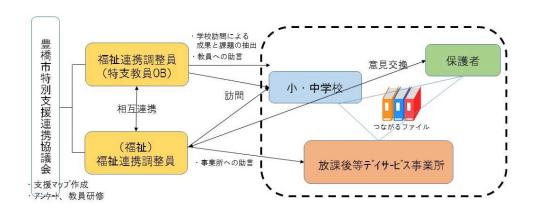
そこで、本事業を活用し福祉連携校を中心に「つながるファイル」の活用について調査研究を行うことで、本市の特別な支援を必要とするすべての児童生徒への支援体制の充実を図る。一方で、教員が福祉機関等へ相談する際の情報が一元化されておらず、どこに相談、連絡すれば良いか分からないという声もある。そこで、支援マップを作成し、相談機関や窓口を明示することで、支援体制のさらなる充実を図る。

### 2. 目的·目標

- (1) 目的
- ア. 学校と福祉機関のつなぎ役として福祉連携調整員を配置し、各々の連携を強め、「つながるファイル」を活用する中での課題等を整理し、ブラッシュアップすること。
- イ. 教育福祉連携研究地域運営協議会(豊橋市特別支援連携協議会)において、学校における相談機関、窓口を明示した支援マップを作成すること。

#### (2) 目標

本調査研究の報告書を作成し、市内小・中学校に共有することで各学校と事業所の横の連携支援体制構築を実効性のあるものにし、本市の特別な支援を必要とするすべての児童生徒に対する支援へとつなげる。



#### 3. 主な成果

### (1)「つながるファイル」について

つながるファイルを活用する中での課題を抽出するため、放課後等福祉連携調整員3 名による市内小・中学校や事業所へのヒアリングを行った。また、先進都市の取組状況 について調査するため、箕面市への視察を行った。

こうして抽出した課題等を解決するため、つながるファイルの様式を変更し、学校や 事業者、保護者が記入しやすく、より連携しやすいものとした。(別添 1 参照)

#### (2)「支援マップ」について

教育福祉連携研究地域運営協議会(豊橋市特別支援連携協議会)を設置し、特別支援 教育を担当する教員が困っていることや必要な情報を整理するとともに、箕面市におけ る福祉連携の取組状況についてヒアリングを行った。

学校における相談機関、窓口を明示した支援マップ「豊橋市の特別支援教育・支援ネットワークガイド」を作成し、全教職員に配布を行った。(別添2参照)

#### (3) その他

全教員向けに既に作成している「個別の教育支援計画の活用と引継ぎの手引き」にある「放課後等デイサービス事業所との連携」の内容を充実させ、連携の重要性や必要性を教職員向けに周知を行った。(別添3参照)

また、特別支援学級担当者や特別支援コーディネーターの研修会と事業所の研修会を合同で行い、両者が直接話し合う場を設け、連携強化を行った。

#### 4. 指定校における取組概要

「福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築」

放課後等福祉連携調整員を3名配置し、福祉連携校での活動は5回、市内小・中学校は8校、事業所は9カ所訪問し、「つながるファイル」を活用する中での課題のヒアリングや特別支援学級を担当する教員に対して助言を行った。ヒアリング結果及び福祉連携調整員による改善案は以下のとおり。

- ア. 「つながるファイル」の活用にあたっての状況
  - (ア) 学校の様子を事業所に伝えることができ、情報を共有できるため、より有用な 児童への支援指導を行うことができている。また、共有した情報を個別の指導計画 の作成に生かし、学校や事業所で児童の育ちに役立てることもできている。
  - (イ) 事業所が1日の流れを理解することができるため、指導に活かされている。
- イ. 「つながるファイル」の活用での課題
  - (ア) 記入欄が狭く書ききれないため、情報は口頭で共有している。
  - (イ) 事業所はつながるファイルの意義を理解しているが、特別支援の児童を指導した経験が少ない担任は、事業所や保護者とどのような情報を共有すべきかが分からず、学校側からファイルの活用を断るという事例があった。
  - (ウ) 事業所の記入は多く見受けられるが、学校側の記載がない場合が多く、利用しなくなった事例も見受けられた。
  - (エ) 記入する事項が各児童により異なるため、必要のない部分がある。
- ウ. 「つながるファイル」の活用に向けての改善案
  - (ア)様式を変更し、自由記述欄を多く設け、児童にあった連携ができるようにすること。
  - (イ) つながるファイルの利用の際のルールを設けること。
  - (ウ) つながるファイルの必要性や意義について、教員に対して周知を行うこと。
  - (エ) 学校、福祉機関の両者が参加する合同研修会等を設け、各々の現状や課題を共有することができる場を設けること。

### 5. 今後の課題と対応

### (1) 課題

- ア. 教職員に対して、事業所との連携の必要性や「つながるファイル」の運用方法に ついての周知が十分ではない。
- イ. 特別支援学級の児童生徒は増加傾向にあり、「つながるファイル」への記入時間が増える等、教職員の負担が大きくなるため、より効率的な連携を行う必要がある。

#### (2) 解決に向けた取組

- ア. 教職員が必須で受講する基本研修の際に、事業所の説明をする機会を設け、本制度の周知を図る。
- イ.「つながるファイル」については、令和元年度より新様式で運用するとともに、 使用感や課題を整理するため、豊橋市特別支援連携協議会で引き続き研究を行 う。

### 6. 指定校について

(平成30年5月1日現在)

指定校名:_二川南小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	96	3	100	3	112	3	91	3	79	3	86	3
特別支援学級	5		4		3		1				2	
通級による指導 (対象者数)	4		3		5		6		1		4	
	校長	教頭	教諭	養數輸	講師	ALT	事務職員	特財激 対類	スクールカウンセラー		その他	計
教職員数	1	1	24	1	1	1	1	0	0		0	30

※特別支援学級の対象としている障害種:情緒、知的、肢体

※通級による指導の対象としている障害種:ADHD

## 7. 問い合わせ先

組織名: 豊橋市教育委員会

(1) 担当部署 教育政策課 政策グループ(2) 所在地 愛知県豊橋市今橋町1番地

(3) 電話番号(4) FAX 番号0532-51-28190532-56-5104

(5) メールアドレス kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp